

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保護の開始の申請に対する処分		
根拠法令及び条項	生活保護法第24条第1項、第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力、その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。また、扶養義務者の扶養やほかの法律に定める扶助は、生活保護に優先される。その上で、生活保護の要否については、当該世帯について、国が示した基準である最低生活費と、世帯員全員の収入額と対比し、最低生活費に不足する保護費を認定する。		
審査基準設定年月日	平成6年 10月 1日	審査基準最終変更年月日	平成29年 6月 2日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（14日以内。ただし調査に時間を要する場合、その他特別な事情がある場合には30日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間設定年月日	平成6年 10月 1日	標準処理期間最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康福祉部福祉課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。